

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第106号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(京都市立病院又は京都市立京北病院に勤務する職員(以下「市立病院職員等」という。)にあつては、育児休業承認請求書(第1号様式)により),」を削り、同条第3項中「第2号様式」を「別記様式」に改める。

第3条第1項前段中「(市立病院職員等にあつては、育児休業承認請求書により),」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「(市立病院職員等にあつては、養育状況変更届(第3号様式)により),」を削る。

第8条第1項中「(市立病院職員等にあつては、部分休業承認請求書(第4号様式)により),」を削る。

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を別記様式とする。

第3号様式及び第4号様式を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)